



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第92回 「9条の2」加憲案と弁護士会の広報活動

憲法問題対策センター副委員長 平 裕介 (61 期)

安倍晋三首相（自民党総裁）は、2019年5月3日の憲法記念日に先立ち、同月1日、産経新聞の単独インタビューに答え、「自民党は憲法改正の旗を掲げ続けている。…わが党の中にも改憲に反対する人がいたが、その余地はなくなった」などと話しつつ、「スケジュールありきではなくて、しっかりと憲法審査会でまず議論していただきたい」（同月3日産経新聞1面）と語っているが、他方で、同月3日には、改憲派の集會に寄せたビデオメッセージで、『2020年を新しい憲法が施行される年にしたい』と申し上げたが、今も気持ちに変わりはない」（同月4日同新聞5面）とし、憲法改正に意欲的な姿勢を示している。2020東京五輪の年に改正憲法を施行したいとの「気持ち」と「スケジュールありきではなく」が真に両立するのかはさておき、今、すべての国民が改憲の問題点について真剣に検討し、活発な意見交換をする時期にある。

憲法改正について検討や議論等をするには、その前提となる情報を市民が共有する必要がある。この点に関し、例えば、東京弁護士会は、2019年2月12日、同会のウェブサイト上で「いわゆる『9条の2』改憲案について、立憲主義の理念と恒久平和主義及び人権保障の観点から問題点を指摘し、懸念を表明するとともに、国会に対し熟議を求める意見書」を公表した。いわゆる「9条の2」改憲案とは、「9条の2 前条〔9条〕の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。②自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。」というものであるところ、同意見書は、この改憲案が、①恒久平和主義を後退させ、②立憲主義の理念に反し、③9条1項2項を実質的に死文化させる、というおそれを生じさせ、加えて④自衛

隊の実質的な変容を認め、⑤市民の人権制約の危険を高める旨の意見の理由を示しており、主権者である国民がこのような問題点を十分に把握する必要があるなどとしている。

ところで、意見書を読む（法曹ではない）市民の方々の側に立ったとき、「問題点を指摘し、懸念を表明し、国会に熟議を求める」といったメッセージよりも、例えば、「改憲、反対!」というメッセージの方が分かりやすいという意見も少なくないように思われる（実際に市民の方から、そのような意見を頂戴したこともある）。そして、判例（最二小判平成10年3月13日自由と正義49巻5号210頁等）の立場を前提とする限り、後者のようなメッセージ（意見書）を対外的に発信することも、弁護士法等に違反するものではない。しかし、当会があえて前者のような意見を発信しているのは、当会内の会員（弁護士）の多様な意見や、会員の思想信条等にも配慮したからであり、適法であるだけでなく、より妥当に会員の意見集約等を図った結果なのである（なお、適法・違法を区別する基準とは別に妥当・不当の基準を模索する拙稿として、「行政不服審査法活用のための『不当』性の基準」公法研究78号239頁（2016年）等）。とはいえ、このことが原因で、結局、何が言いたいのか分かりにくいと思われることもままあるだろう。

そこで、当会としては、できる限り多くの市民の方々が憲法改正の問題に関する前提情報を共有することができるように、様々な広報活動を展開しており、その一環として、毎月1回、街頭での広報活動を行っている。本年の憲法記念日も、有楽町駅前前で弁護士らがマイクを持ち、上記の各問題点を分かりやすく丁寧に説明し、併せてパンフレットなどを配布した（私もこの活動に参加した）。私自身も、これからもより多くの方々に、私たち市民を守る日本国憲法のことを分かりやすく伝えていきたいと考えている。